

行動計画策定

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年5月1日～平成33年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

●該当職員へは個別に説明を実施中

目標2：平成33年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成30年5月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成32年4月～ ノー残業デーの設定、実施
管理職への研修及び院内連絡網での社員への周知

目標3：平成33年4月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成30年5月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成32年4月～ 制度の導入、管理職研修及び院内連絡網での社員への周知